

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) (06-6208-7837)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	施行者が一人から数人になったときの規約の認可
概 要	一人で施行する第一種市街地再開発事業において、都市再開発法第7条の17第4項の規定により施行者が数人となつたときは、施行者は、規約を定め市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	都市再開発法 第7条の17第4項
審査基準	規準又は規約に必要な事項が記載されていない場合、法令に違反します。(法第7条の10、規則第1条の8)
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
提出時期	随時
提出方法	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000461490.html
備 考	